

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（食品安全課）

一 趣旨

食品の安全性を一層確保するため、食品業者が公衆衛生上遵守すべき管理運営の基準を、危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準又は同方式を用いない場合の基準のいずれかとするものとする改正

二 内容

- (一) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準の追加
- (二) 規定の整備

三 施行期日

公布の日